(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス及びごみ収集サービス（CPC七四五四、七四五九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	C 航空運送サービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	E 鉄道運送サービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	F 道路運送サービス
(d) 修理のサービス（CPC六一一二、八八六七）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(d) 第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（CPC八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(b) 貨物運送（CPC七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的な無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的な無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 第五十八条(t)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

G パイプライン輸送	(b) 燃料以外の物品の輸送サービス（CPC七一三九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	H すべての形態の運送の補助的なサービス	(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（CPC七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。			(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

（ベトナムの特定の約束に係る表は省略）

附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表

第一部　日本国の表

分野	第六十三条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。 注　「複合運送」とは、国際運送と道路運送又は鉄道運送とのあらゆる組合せによる運送であって、複数の者（附属書五第一部の日本国の特定の約束に係る表において定義する海上運送サービスをお助的な分野（海上運送サービスを含むサービスの分野をいう。）の特定の約束に関する注釈に定義する形で宅配の提供するものをいう。）	この措置の廃止には、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	ベトナムにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスを含む。）を提供するために関連するサービスの十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。
国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上必要な措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該措置が引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているとき、対抗上の措置として、当該外国の船舶に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し	この措置の廃止には、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	日本国の船舶運航事業者がベトナムにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。

注　この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。